

株価指数

# E-mini と ETF を比較する

2012年9月15日

**John W. Labuszewski**

マネージング・ディレクター

調査・商品開発

+1 312-466-7469

[jlab@cmegroup.com](mailto:jlab@cmegroup.com)

CME グループの E-mini 株価指数先物、そして上場投資信託(ETF)は、ともに 1990 年代に登場しました。どちらの金融商品も、幅広く株式市場の動向を反映する主要な「ベンチマーク」株価指数に基づいています。また、トレーダーもしくは投資家は、どちらの商品を使っても、こうしたベンチマーク指数の動きを予測しての運用が可能です。さらには、どちらの商品も、米政府当局の監督下にある主要取引所で取引が可能であり、一連の資金安全対策が施されています。しかし、両者の取引および投資アプローチには、いくつか重要な違いがあります。

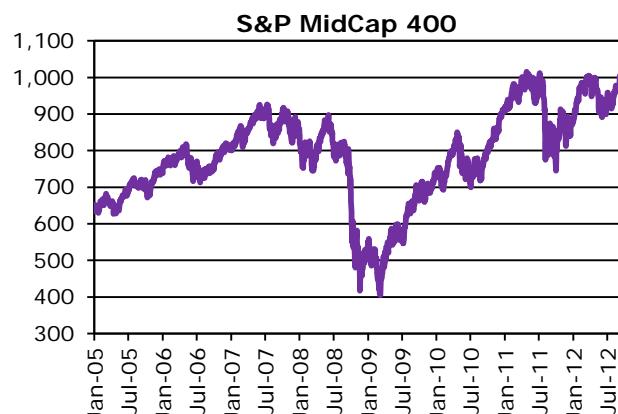
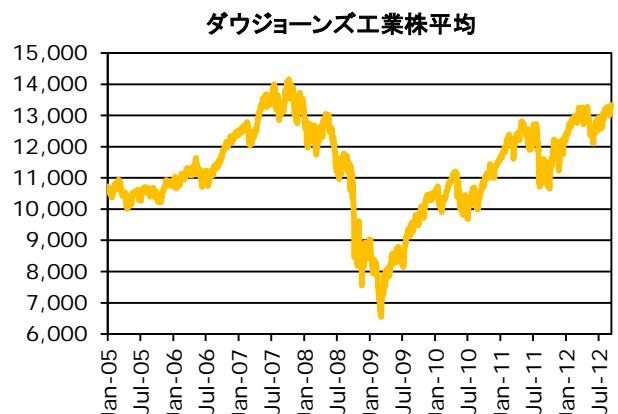
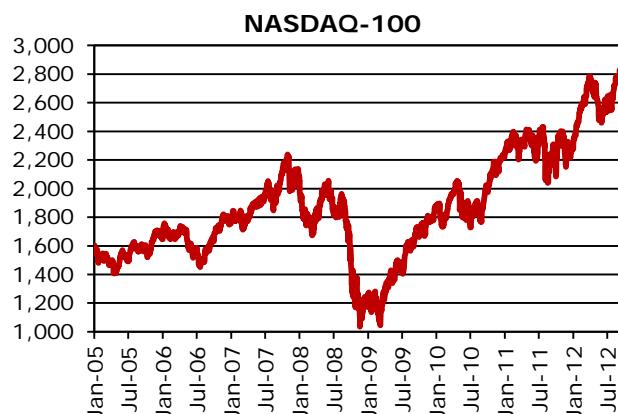
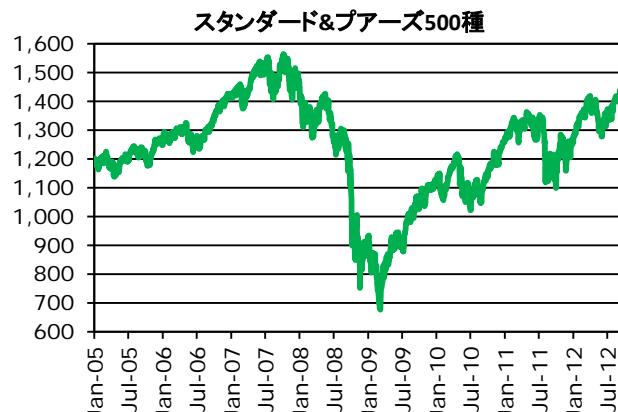
本稿の目的は、これらの投資手段の有利不利を比較し、その違いを明らかにすることです。具体的には、いくつかの最重要ベンチマーク株価指数に焦点を当て、これらの指数に基づいて上場されている CME グループの E-mini 先物と ETF についてみていきます。

取り上げるのは、①代表的企業の株式からなるスタンダード&パーカーズ 500(S&P 500)指数、②ハイテク株からなる NASDAQ100 指数、③優良株からなるダウ工業株平均(DJIA)、そして④比較的資本が小さい株式を反映する S&P MidCap 400 指数です。

**基本概念**——両者の違いについて論じる前に、E-mini 株価指数先物と ETF の基本概念について、いくつか踏まえておきましょう。

E-mini 株価指数先物は、CME グループで提供している標準的な株価指数先物の売買単位を、概して5分の1にしたものといえるでしょう。ほかの CME グループの株価指数先物と同様、指数のスポット値で差金決済されます。E-mini 先物が取引されているのは、CME Globex 電子取引システムだけです。

株価指数先物の誕生は 1982 年まで遡りますが、E-mini が誕生したのは 1997 年になります。株価がそれまでの 15 年間で着実に上昇し、多くの株価指数先物の名目価値(取引金額)が非常に高い水準にまで上がってしまった現実に対応するためでした。そこで、小口の一般トレーダーにも利用しやすく、また伝統的な立会場の「オープン・アウトクライ」方式の取引とは別に、コンピュータからの取引に限定した先物商品を構想し、開発されたのです。



2012年9月12日、E-mini S&P 500先物の1枚当たりの取引金額は、7万1975ドルでした。これは、この先物の倍率「50ドル倍」を、その日の決済価格1439.50ドルに掛けて計算したものです。また同日のE-mini NASDAQ-100先物の1枚当たりの取引金額は、5万5925ドルでした。これは、この先物の倍率「20ドル倍」を、この先物の決済価格2796.25ドルに掛けて計算したものです。同様に、E-mini DJIA(5ドル)先物とE-mini S&P MidCap 400先物の1枚当たりの取引金額は、それぞれ6万6805ドルと10万730ドルでした。

### S&P 500 の E-mini と ETF の比較

	E-mini S&P 500 先物	SPDR Trust (SPY)	iShares S&P 500 (IVV)
<b>原資産である指數</b>	S&P 500		
<b>取引単位</b>	50ドル x 指数	指数の~1/10	
<b>1単位当たりの取引金額<sup>(1)</sup></b>	71,975ドル 71,975ドル(先物1枚=~500ETFs)	144.39ドル	145.04ドル
<b>1日平均取引金額<sup>(2)</sup></b>	1,417.0億ドル	184.7億ドル	5億3,610万ドル
<b>取引残高<sup>(1)</sup></b>	2,336.6億ドル	1,059.3億ドル	313.1億ドル
<b>取引の場</b>	CME GLOBEX	全米市場システム	
<b>銘柄記号</b>	ES	SPY	IVV
<b>最低必要資金<sup>(1)</sup></b>	最低当初投機証拠金は1枚当たり4,375ドル もしくは~6.1%	一般的にレグTで50%の必要保証金が適用される	
<b>24時間取引</b>	あり	なし	
<b>管理費用</b>	なし	年0.09%	

(1) 2012年9月12日抽出データ。  
(2) 2012年9月12日までの3ヵ月間の1日平均取引金額(ADV)と  
当日の価格に基づく。

一方、ETFは、原資産となる指數を模倣したユニット型投資信託の所有権です。ほかの投資信託とほぼ同じように取引されます。ただし、ほとんどの投資信託と異なり、ETFは取引時間中に売買可能で、約定値が終値とは限りません。またETFは、配当を出しますが、その売買にともなう手数料などの取引費用に加えて、毎年の管理料もかかります。S&P 500、NASDAQ-100、DJIA、S&P MidCap 400といった指數のETFは、NASDAQやニューヨーク証券取引所(NYSE)など、さまざまな証券取引所で取引されています。

S&P 500 の ETF「SPY」の価格は、指數値の約10分の1です。例えば、2012年9月12日、SPY1口の価格は144.39ドルでした。これはS&P 500の指數値1436.56の約10分の1です。

同様に、NASDAQ-100連動ETF(一般にその銘柄記号「QQQ」で呼ばれます)は、その指數値の約40分の1の価格で取引されます。例えば、同日のQQQ1口の価格は68.63ドルでした。これはNASDAQ-100の指數値2791.68の約40分の1です。

### NASDAQ-100 の E-mini と ETF の比較

	E-mini NASDAQ-100 先物	PowerShares QQQ Trust
<b>原資産である指數</b>	NASDAQ-100	NASDAQ-100
<b>取引単位</b>	20ドル x 指数	指数の~1/40
<b>1単位当たりの取引金額<sup>(1)</sup></b>	55,925ドル (先物1枚=~800ETFs)	68.63ドル
<b>1日平均取引金額<sup>(2)</sup></b>	133.3億ドル	24.8億ドル
<b>取引残高<sup>(1)</sup></b>	256.9億ドル	327.6億ドル
<b>取引の場</b>	CME GLOBEX	全米市場システム
<b>銘柄記号</b>	NQ	QQQ
<b>最低必要資金<sup>(1)</sup></b>	最低当初投機証拠金は1枚当たり2,500ドル もしくは~4.5%	一般的にレグTで50%の必要保証金が適用される
<b>24時間取引</b>	あり	なし
<b>管理費用</b>	なし	年0.20%

(1) 2012年9月12日抽出データ。  
(2) 2012年9月12日までの3ヵ月間の1日平均取引金額(ADV)と  
当日の価格に基づく。

E-mini先物は、最終決済日に原資産である指數値に対して差金で決済されます。一方、ETFは、原資産である指數と連動するように設計されたユニット型信託の所有権を表します。したがって、先物もETFも、原資産である株価指數の動きと密接に連動するのです。

**急速な成長**—CMEグループのE-mini株価指數先物とETFは、取引されるようになってから比較的短期間で目覚ましい成長を遂げています。ETFが導入されたのは、1992年です。しかし市場にかなり浸透していったのは、1990年代の半ばから終盤にかけてでした。現在では、SPYに1日平均184.7億ドル、QQQには24.8億ドル程度の取引があります。

一方、E-mini株価指數先物の取引が始まったのは、E-mini S&P 500先物がデビューした1997年です。E-mini S&P 500先物は、史上最速で成長を遂げた先物商品となりました。E-mini S&P先物の1日平均取引金額は、1417億ドルと卓越しています。またE-mini NASDAQ-100先物の1日の取引金額も、133.3億ドルです。

### DJIA の E-mini と ETF の比較

	E-mini DJIA 先物	Diamonds
<b>原資産である指數</b>	Dow Jones Industrial Average (DJIA)	Dow Jones Industrial Average (DJIA)
<b>取引単位</b>	5ドル x 指数	指数の~1/100
<b>1単位当たりの取引金額<sup>(1)</sup></b>	66,805ドル (先物1枚=~500ETFs)	133.37ドル
<b>1日平均取引金額<sup>(2)</sup></b>	84.5億ドル	6億3,847万ドル
<b>取引残高<sup>(1)</sup></b>	81.4億ドル	113.2億ドル
<b>取引の場</b>	CME GLOBEX	全米市場システム
<b>銘柄記号</b>	YM	DIA
<b>最低必要資金<sup>(1)</sup></b>	最低当初投機証拠金	一般的にレグTで

	は1枚当たり 3,125 ドルもしくは~4.7%	50%の必要保証金が適用される
24 時間取引	あり	なし
管理費用	なし	年 0.18%

- (1) 2012 年 9 月 12 日抽出データ。  
 (2) 2012 年 9 月 12 日までの3ヵ月間の1日平均取引金額(ADV)と  
 当日の価格に基づく。

したがって、両者とも非常に魅力的であり、機関投資家、プロ、そして個人といった多種多様な市場参加者に活発に取引されていると結論づけても間違いないでしょう。ただし、最重要株価指数に基づいた E-mini 先物は、相応する ETF よりも、もう少しばかり活発に取引されている傾向があります。さらにはかにも、トレードや投資をする一般の投資家にとって重要なと考えられる違いがあります。その点についていくつか論じていきましょう。

**柔軟性**—ETF は、取引単位が非常に小さいので、小規模な個人投資家には魅力的といえます。例えば、SPY の最近の価格が 144.39 ドルだったとき、E-mini S&P 500 先物の名目価値はずっと大きく、7 万 1975 ドルでした。

つまり、E-mini S&P 500 先物1枚の取引金額と同等にするには、SPY が 500 口必要であり、E-mini NASDAQ-100 先物1枚の取引金額と同等にするには、QQQ が 800 口必要というわけです。したがって、明らかに ETF は、E-mini 先物よりも大きな柔軟性で、より小規模な取引ができるといえます。

### S&P MidCap 400 の E-mini と ETF の比較

	E-mini MidCap 400 先物	MidCap SPDR Trust	iShares S&P MidCap 400
<b>原資産である指標</b>	S&P MidCap 400	S&P MidCap 400	S&P MidCap 400
<b>取引単位</b>	100 ドル x 指数	指標の~2/11	指標の~1/10
<b>1単位当たりの取引金額<sup>(1)</sup></b>	100,730 ドル (先物 1 枚 = ~550 MDYs または ~1,000 IJHs)	183.49 ドル	101.81 ドル
<b>1日平均取引金額<sup>(2)</sup></b>	27.1 億ドル	3 億 5,824 万ドル	9,113 万ドル
<b>取引残高<sup>(1)</sup></b>	130.8 億ドル	94.4 億ドル	108.0 億ドル
<b>取引の場</b>	CME GLOBEX	全米市場システム	
<b>銘柄記号</b>	EMD	MDY	IJH
<b>最低必要資金<sup>(1)</sup></b>	最低当初投機 証拠金は1枚当たり 5,000 ドル もしくは~5.0%	一般的にレグTで 50%の必要保証金が適用される	
<b>24 時間取引</b>	あり	なし	
<b>管理費用</b>	なし	年 0.25%	年 0.20%

- (1) 2012 年 9 月 12 日抽出データ。  
 (2) 2012 年 9 月 12 日までの3ヵ月間の1日平均取引金額(ADV)と  
 当日の価格に基づく。

とはいって、ほとんどの個別株と同様、SPY は 100 口(単元口数)で取引される傾向があります。例えば、SPY の価格が1口 144.39 ドルであった場合、SPY100 口の金額は、当然ながら1万 4439 ドルです。

**レバレッジ**—ETF に適用される保証金規則(信用取引)と E-mini 先物に適用される証拠金の規則は、大変異なります。ETF の保証金要件は、ほかの株式と同様に、米連邦準備制度理事会の定めたレギュレーション T(レグT)の対象となるのが一般的です。これは、有価証券を保有するのに、買付金額の 50% は当初最低保証金として差し入れなければならず(つまりレバレッジは2対1)、残額はプローカーから金利を払って借りることを意味します。また、顧客が ETF を売り建てたときも、売却金額の 50% を差し入れなければなりません。売却代金は顧客口座に留保されます。<sup>1</sup>

対照的に先物トレーダーは、取引を担保するため、証拠金(パフォーマンスボンド)を差し入れます。これは先物の名目価値から計算される金額ではありません。E-mini 先物の必要証拠金は、日々そのポジションに予測される最大リスク、すなわち当日の価格リスクの相当額を反映するように設計されているのです。

本稿執筆時、取引所が定めた投機玉の当初必要証拠金は、E-mini S&P 500 先物で 4375 ドルでした(証拠金額は調整されます)。これは名目価値7万 1975 ドルの約 6.1% です。

同様に、E-mini NASDAQ-100 先物の投機玉の必要証拠金 2500 ドルは、名目価値5万 5925 ドルの約 4.5% にあたります。E-mini DJIA(5ドル)先物と S&P MidCap 400 先物のレバレッジは、それぞれ約 4.7% と約 5.0% です。

E-mini S&P 先物を買い付けたときのレバレッジには、SPY を 500 口買い付けたときと比較して、どのような特徴があるでしょうか。投資家が 1439.50 の価格で、7 万 1975 ドルに相当する先物1枚を、4375 ドルの証拠金で買い付けたとします。そして、相場が 40 指数ポイント上昇して 1479.50 となり、その投資家が先物を売って 2000 ドルの利益を出したとしましょう。この利益は、当初証拠金 4375 ドルの 45.7% に相当します(取引所利用料や売買手数料などは考慮していません)。

<sup>1</sup> 株式トレーダーの中には「ポートフォリオ保証金制度」が適用される人もいます。標準的なレグT保証金制度で認めてるレバレッジが、基本2対1であるのに対し、ポートフォリオ保証金制度では、基本6対1以上のレバレッジが可能です。ただし、一般的にポートフォリオ保証金制度は、株式とオプションで相殺するポジションを有するトレーダーが対象となります。そして、米金融取引業規制機構(FINRA)が定める最低口座資金の指針に適合する顧客に限定されます。具体的には、日中リアルタイムに監視をするシステムがある業者の顧客は、10万ドルの口座資金を維持しなければなりません。また、リアルタイムの監視システムを持たない業者の顧客は、15万ドルを差し入れなければなりません。さらに、清算会社とは別の口座で取引を執行しているプライムプローカーの顧客もしくは仲介業者の顧客は、50万ドルを差し入れる必要があります。

<b>E-mini を 1,439.50 で1枚買い</b>	71,975 ドル (= 50 ドル x 1,439.50)
<b>1,479.50 で売り</b>	<u>73,975 ドル (=50 ドル x 1,479.50)</u>
<b>利益(損失)</b>	<b>2,000 ドル</b>
<b>÷ 当初証拠金</b>	<b>÷ 4,375 ドル</b>
<b>利益率</b>	<b>45.7%</b>

では投資家が、この E-mini 先物の買いとほぼ相当するように、SPY を 144.39 ドルの価格で 500 口買い付け、148.39 ドルで売却し、2000 ドルの利益を得た場合はどうでしょうか。レグTによって、当初必要保証金は、買付価格 7万 2195 ドルの 50% となる、3万 6097 ドルです。3万 6097 ドルの投資に対して 2000 ドルの利益は、投資額の 5.5% に相当します。もちろん、さらにこの投資家は、取引をしている間、残額の 50% に生じる金利をブローカーに支払わなければなりません。

<b>SPY を 144.39 ドルで 500 口買付</b>	72,195 ドル (= 500 x 144.39 ドル)
<b>148.39 ドルで売却</b>	<u>74,195 ドル (=500 x 148.39 ドル)</u>
<b>利益(損失)</b>	<b>2,000 ドル</b>
<b>÷ 当初保証金</b>	<b>÷ 36,097 ドル</b>
<b>利益率</b>	<b>5.5%</b>

つまり、E-mini 先物は、ETF よりもかなり大きなレバレッジをかけられる機会をもたらしているわけです。もちろん、そのようなレバレッジを適用する場合は、自分のリスク負担を管理して、自分の限度額を超えないよう、細心の注意が求められます。レバレッジは、諸刃の剣なのです。取引が利益となる場合には、利益率を高めるために利用できます。しかし同じように、市況が不利となれば、損失率を高めてしまうのです。

**取引の場**——E-mini の「E」が象徴しているように、E-mini 株価指数先物は、常に電子取引システム、つまり CME Globex システムだけで取引されています。Globex システムは、平日ほぼ 24 時間営業です。このシステムは、特定の顧客を優先することも、顧客が誰か考慮することもありません。どの顧客にも、高速かつ効率的な注文の送信と約定報告の入手が可能です。

CME グループでは、このシステムへの「オープンなアクセス」を提供しています。これは、ブローカーとして活動している取引所清算会員に取引が仲介されることを条件に、どのトレーダーもコンピュータとの接続をとおして取引に直接参加できるという意味です。そのアクセスを容易にするため、多くの場合、ブローカー独自の取引システム、または単一のシステムで多くの取引所の電子取引環境へのリンクが可能な市販ソフトやインターネットソフト開発業者 (ISV) が利用されています。

一方、ETF の草分けとなったのは、アメリカン証券取引所 (AMEX) の立会場です。しかし、その概念が広く知られるようになったのは、NYSE など国内外の主要証券取引所の大半が、ETF 取引の場を設けてからでした。しかも ETF は、代替的取引システム (ATS) やダークプールなど、代替的株式取引の場でも取引されています。

**商品構造**——ETF は、その所有者が原資産である指数を構成する全株式から生じる配当を定期的に受け取れる権利を有する点で、先物と異なります。ただし先物には、原資産である株価指数値に、資金調達費用を加え、予測される配当を差し引いた金額を反映した価格水準で取引される傾向があるのです。

これを「持越費用」または「フェアバリュー」と呼びます。主要な金融報道番組で、スポット指数値と先物価格との間で予想される値差をその日の「フェアバリュー」として報じているのを見たことがあるかもしれません。先物価格には、配当を受け取らないことを反映して割り引かれるという傾向があります。したがって、この点で ETF がより優れていると信じる理由にはなりません。

ETF では、その原資産となるユニット型投資信託を管理する業者に、管理料を払うのが普通です。SPY には 9 ベーシスポイント (0.09%) の管理料、QQQ には 20 ベーシスポイント (0.20%) の管理料がかかります。

先物は、そのような毎年の手数料がかかる事はないものの、先物ポジションを長期間維持するには潜在的な費用がかかります。通常、先物は中心限月または当限での取引が最も活発です。例えば、2012 年 8 月に最も出来高および取引残高が高かったのは、2012 年 9 月限でした。

しかしトレーダーは、9 月限の満期が近づくと、例えば 9 月限の建玉を手仕舞って、12 月限に建て替える「ロール」をするのが普通です。このロールには、期近と期先のスプレッドと、その取引にかかる追加的手数料といった費用がかかります。

**保有期間の考慮**——したがって、長期の「買い持ち」戦略を検討しているトレーダーは、ETF の永久的な性質に対して、先物のどちらかといえばより一時的な性質を考慮しなければなりません。先物には「3月基準の四半期サイクル」で 3 月限、6 月限、9 月限、12 月限の限月があり、差金決済で取引されます。そして期先の取引も可能とはいえ、通常、最も流動性があり、したがって取引対象として好まれるのは、期近です。

先物には満期があるため、「買い持ち」戦略を維持するには「ロールオーバー」をする必要があります。いいかえれば、満期が到来する限月では建玉を手仕舞い、少なくとも四半期先の限月に建て直さなければなりません。これは売買手数料や買いと売りの気配のサヤ幅など、一定の費用がかかることを意味します。一方、ETF は、唯一の費用である管理料を支払えば、無期限に保有できます。

ただし現在のところ、SPY の平均保有期間が 5.7 日にすぎないことを指摘しておきましょう。これは、取引残高の金額を 1 日平均取引金額で除することで推測可能です。つまり、先ほどの例では 1059.3 億ドルを 184.7 億ドルで割ります。

ちなみに、E-mini S&P 500 先物の平均保有期間は、もっと短くて、1.6 日です。また、NASDAQ-100 の QQQ の平均保有期間は 1.95 日で、DJIA の DIA (Diamonds) は 1.0 日でした。

出来高は、ETF も E-mini 先物も極めて高いのが普通です。したがって、この点でもたらされる ETF の優位性は、実際上よりも、理論上といえるでしょう。

また、一般的に E-mini 先物は、ETF よりも売り建てが簡単です。先物を買い建てるのと同じくらい簡単に、売り建てることができます。対照的に株式トレーダーは、通常ブローカーをとおして、空売りをする証券を確保しなければなりません。また、その証券がリコールされれば建玉が成熟する前に手仕舞わざるを得ないというリスクを受け入れる必要があります。

E-mini 先物は、デイトレードに従事するとき、最低口座資金が適用されないという点で、短期売買のテクニックに非常に寛容です。一方、株式市場で「パターンデイトレード」に従事するとき、2万5000ドルの最低口座資金を維持しなければなりません。

E-mini 先物もしくは ETF を取引するうえでの有利不利に関する市場の評価は、取引行動に反映されるのが一般的です。特に、E-mini 先物の1日平均出来高が示す取引金額は、ETF の取引金額の数倍となる傾向があります。具体的には、E-mini S&P 500 先物が 1417.0 億ドルに対して SPY は 184.7 億ドルです。どちらも投資手段として独特の長所があります。しかし、この数字がほとんど物語っているといえるでしょう。

**税金の考察**——米国では、ETF のような有価証券と E-mini 株価指数先物で、課税方法が大変異なります。ただし、本稿は課税措置に関する最終的判断として用いられることを意図しておりません。ご自身の状況に該当する情報については、税理士または会計士に相談するようにしてください。

さて、ETF からの利益は、キャピタルゲインとして扱われるのが原則です。ただし、投資信託の場合はファンドの資産が手仕舞われるたびにキャピタルゲインもしくはロスが生じるのに対して、ETF の場合は投資家が ETF そのものを手仕舞ったときにだけキャピタルゲインもしくはロスが発生します。

キャピタルゲインおよびロスへの課税方法は、保有期間にによってさまざまです。2012 年、1年を超えて保有された資産によるキャ

ピタルゲイン(長期キャピタルゲイン)への課税率は、15%でした。対して、通常所得の限界税率は、10%、15%、25%、28%、33%および 35%でした。なお、2013 年1月1日現在、上位2つの税率区分である 33%と 35%が、それぞれ 36%と 39.6%へと引き上げられています。また、長期キャピタルゲインの課税率が、20%に引き上げされました。

2012 年に、保有期間1年未満で ETF を利食いした場合(短期キャピタルゲイン)は、最大 35%まで、比較的不利な個人所得税率で(所得にキャピタルゲインを加えて)課税されます。

もちろん、SPY への投資が、平均保有期間の 5.7 日と同じくらいの短期保有であった場合、一般的には短期キャピタルゲイン課税扱いとみなされるでしょう。

場合によっては、E-mini 株価指数先物を取引するほうが、ETF を取引するよりも税務上、より有利な結果となる可能性があります。ほかの先物と同様に、株価指数先物は税法第 1256 条に該当するのが典型的です。これは、これらの先物の損益が、手仕舞われたか未決済であるかに関わらず、税年度の終わりに値洗いをして出されることを意味します。そしてこの場合、損益の 60%が長期キャピタル項目として扱われ、損益の 40%が短期キャピタル項目として扱われるのです。この処理で、該当する先物の保有期間にによる差異は全くありません。

例えば、SPY と E-mini S&P 500 先物を1週間保有したあと、両者に同等の利益があり、また税率区分が最高の 35%に該当していました。SPY からのキャピタルゲインは、短期キャピタルゲインとして 35%で課税されるでしょう。一方、E-mini 先物からの利益は、23%で課税されるでしょう。(15%の 60% + 35%の 40%として計算されるため。)

つまり、1年未満を視野にこれらの商品を取引する場合、E-mini 株価指数先物を取引するほうが、ETF よりも税務上の優位性があるわけです。ただし、繰り返しますが、ご自身の状況に特化した税務上の助言については、税理士または会計士に相談するようにしてください。

CME Group は、CME Group Inc. とその子会社であるシカゴ商業取引所、シカゴ商品取引所、ニューヨーク商業取引所、ニューヨーク商品取引所、ミズーリ州のカンザス商品取引所の商標です。

本資料に掲載されている情報は、一般情報の提供のみを目的としており、いかなる投資運用サービスやアドバイス、あるいは投資商品の募集もしくは勧誘を目的としたものではなく、また、CME グループの取引／清算サービス／事業や、デリバティブ取引の執行全般に関わる投資判断、取引活動(取引代理人を通してか否かに問わらず)、あるいはその他の事業活動(総称して事業活動と呼ぶ)に関して頼るべき情報でもありません。

お客様がかかる事業活動を始める前には、常に、資格を有するアドバイザーにご相談になり、専門のアドバイスを受けるよう、お勧めいたします。CME グループおよびその子会社、もしくはその従業員や代理人は、本資料に含まれる情報に関し、一切の責任を引き受けたり、また一切の賠償責任を負うこともありません。

本資料に含まれる事業活動もしくは情報提供の行為が制限されている管轄地域が一部にある可能性もありますので、その旨ご留意ください。本資料に掲載されている情報は、事業活動や情報の配布／使用の行為が適用準拠法もしくは準拠すべき規則の違反となる管轄地域もしくは国における個人や法人を対象とする配布、あるいはかかる個人や法人による利用を目的としたものではありません。さらに詳しい情報に関しては、お客様の居住地域において法的資格を得ているプローカーや有資格アドバイザーにご相談ください。

日本国内在住のお客様へ

CME グループあるいはその子会社は、日本の金融商品取引法(1948 年第 25 号、改正法)の第 80 条もしくは第 155 条にて定める金融商品取引所、もしくは外国金融商品取引所としての許可を受けておりません。CME グループの各取引所に上場されている有価証券もしくは金融商品の取引をご希望のお客様は、該当する取引所の会員ブローカーにお問い合わせの上、当該取引所での取引についてご相談ください。各取引所の会員ブローカーについての情報は、CME のウェブサイト([www.cmegroup.com/findabroker](http://www.cmegroup.com/findabroker)、英語)をご参照ください。